

国民健康保険・後期高齢者医療に加入している皆さん 税制改正に伴い 所得が低い方の軽減特例の基準額が変更になりました

問 住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111

平成30年度の税制改正において、令和2年分の所得から給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除額を10万円引き上げることとされました。

この影響により、世帯の合計所得金額等が増額となる場合がありますが、世帯構成や収入の状況に変更がない場合、保険料均等割の軽減区分に変更が出ないよう軽減判定の基準額が修正されました。

●変更後の基準

世帯内の被保険者と世帯主の 前年の総所得金額を合計した額	軽減割合 軽減後の保険料額
43万円(※1)+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1) 以下の場合	7割軽減
43万円(※1)+(28.5万円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者等の数(※2)-1)以下の場合	5割軽減
43万円(※1)+(52万円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者等の数(※2)-1)以下の場合	2割軽減

※1 基礎控除額が引き上げられ、43万円となりました。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、その合計所得金額に応じて控除額が変更となります。

※2 給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する者の数と公的年金等の収入が125万円(その者が65歳未満の場合は60万円)を超える者(給与所得を有する者を除く)の数の合計をいいます。

※65歳以上の方の公的年金所得からは、軽減判定の際15万円を限度として高齢者特別控除があります。

後期高齢者医療保険料の特例的な軽減を見直します

問 長野県後期高齢者医療広域連合 ☎ 026-229-5320 / 住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111

令和3年度分以降の保険料について、国の制度見直しにより、令和2年度まで保険料均等割が7.75割軽減となっていた方(軽減判定所得33万円以下)は、令和3年度から保険料均等割が7割軽減に変わります。

保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減(本則)に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っており、令和3年度が見直しの最終年度となります。

対象者の所得要件 世帯主および世帯の後期高齢者医療の 被保険者全員の保険料軽減判定所得の合計	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【平成30年度における8.5割軽減の区分】 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
				月平均額が 770円→1,020円	
【平成30年度における9割軽減の区分】 うち、世帯の後期高齢者医療の被保険者 全員の各種所得が0円		9割	8割	7割	



アプリを使ってみんなで健康に
健康アプリ「KENPOS」

問 住民福祉課 保健予防係 ☎ 62-9134



▲インストールはこちら



▲健康イベント申込